

令和 4 年 6 月 19 日現在

機関番号：13201

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K11895

研究課題名（和文）法曹職男女の性別役割分業と階層—新司法試験導入10年後のインパクト

研究課題名（英文）How did the introduction of the law school system and the new bar exam change the gender stratification of Japanese lawyers?: A comparative study of the results of two surveys 11 years apart

研究代表者

中村 真由美（Nakamura, Mayumi）

富山大学・学術研究部社会科学系・教授

研究者番号：30401269

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：司法制度改革により弁護士人口が激増する中で、既存のジェンダー格差はどのように変化したのだろうか？これを検証するため、2008年に実施した男女弁護士を対象とした調査（2008年調査）のフォローアップ調査を2019年に実施した（2019年調査）。前者は新制度を経た弁護士が登録する以前の調査であり、2つの調査を比較することで制度改革の影響を検証できる。制度改革は中高年の女性弁護士に対して特に負の影響を与えていた。「所得」については、2019年調査で男女ともに下がっているが、特に中高年の女性で著しい。「地位」については50代女性が下がっていた。「専門分野」についてはジェンダー差が解消する傾向が窺えた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、ジェンダー研究、階層研究、法曹研究に背景を持つが、これらの既存のアプローチに対して、組織論の「環境変化に対する適応」という視点を組み入れたところに新しさがある。本研究の知見は、ジェンダーや法曹研究の枠を超えて示唆を与えうる。制度改革に引き起こされる苛烈な環境変化に対応して、集団内部に存在する格差がどのように変化するのか、そのインパクトを検証した点に学術的な重要性がある。また、本研究の知見は、今後、行政が大きな制度改革を行う際にも、それが集団内部の既存の格差に与えるインパクトを予測し、より良い制度設計をすることに役立つという意味で社会的な意義を持つ。

研究成果の概要（英文）：This study investigates the effect of judicial reform on the existing gender stratification of Japanese lawyers. The judicial reform in Japan incurred a vast increase in the lawyer population. Between 2008 and 2019, the lawyer population almost doubled in Japan. How did such change affect preexisting gender stratification among Japanese lawyers? To investigate the impact of this change, we conducted the 2019 survey as a follow-up to the 2008 survey. The results showed that middle-aged female lawyers are the ones who got hit hardest by the change. The income decreased for lawyers of both genders, but the income decline was most significant among middle-aged female lawyers. In addition, female lawyers in their 50s were less likely to be a partner in the 2019 survey than they were in the 2008 survey. On the other hand, specialization choices became more gender-neutral in 11 years.

研究分野：社会学

キーワード：弁護士 格差 キャリア形成 ワークライフバランス 法社会学 労働社会学 ジェンダー 専門職の社会学

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は 2008 年に男女弁護士を対象とした調査(「2008 年調査」)を実施したが、本研究ではそのフォローアップとして、その約 10 年後に再調査(「2019 年調査」)を計画した。研究代表者は 2008 年に弁護士を対象とした郵送質問紙調査を実施し、弁護士の職場と家庭におけるジェンダー間(内)格差の問題や、弁護士内部の様々な集団間格差について出版を行っている(中村 2009; 中村 2015 など)。2008 年の調査時点では、まだ新試験合格者は弁護士登録しておらず、旧試験合格者のみが対象となっていたが、その後の約 10 年で新司法試験制度(2006 年導入)の卒業生は大幅に増えた。弁護士数は倍近くになっている(日本弁護士連合会 2019)。そこで、2019 年に新司法試験合格者を含めた弁護士を対象として新たな調査を行い、前回の調査結果と比較することで、新制度導入による環境変化(弁護士人口の大幅な増加)が弁護士内格差に与えた影響を検証した。

2. 研究の目的

本研究の目的は、新制度導入による環境変化により、弁護士集団内部のジェンダー間(内)格差(職域分離や家庭内役割分業の状況)や集団間格差(年代、専門、地域等による所得格差など)の状況が改善されたのかどうかを新たな質問紙調査を実施し、約 10 年前の調査結果(新制度卒業者が弁護士登録する以前の調査結果)と比較検証することである。

3. 研究の方法

本研究は弁護士に焦点をあて、この 10 年あまりにおいて、新制度導入による大きな環境変化を通じて、ジェンダー間(内)格差(職域分離や家庭における性別役割分業)や集団間格差(年代、専門、地域等による格差)の現状や、制度導入後に格差の状況が変化したのかどうかを検証した。そのために、新たな質問紙調査を実施し、約 10 年前に旧試験合格者のみが弁護士登録していた時点に実施した調査結果と比較した。

2019 年度に弁護士男女を対象に新たな質問紙調査の実査を行った。公開されている日弁連の弁護士の名簿から無作為抽出した合計 5000 名の弁護士男女(男女 2500 名ずつ、旧試験、新試験合格者を共に含む)に送付した。日本弁護士連合会に掲載されている弁護士名簿から無作為抽出を行い、郵送にて調査票を送付した。回収数は 1360 件であった(回収率 27.2%)。なお、2019 年調査はコロナ禍前に実施されたため、コロナ禍の影響は受けていない。初期の集計に基づいて報告書を作成し、HP 上で公開した(中村 2019)。

「職域分離」については、専門分野、キャリア移動(地位達成)、年収などを主な対象とし、ジェンダー間(内)格差の現状を示し、それらが何によって規定されるのかを検証し、さらに、それらの格差が制度導入後に変化したのかどうかを明らかにした。

「家庭内における性別役割分業」については、子育て負担の比率(配偶者間)や、本人と配偶者の労働時間と家事時間に着目し、現状を明らかにし、何によって家事育児負担比率等が規定されているのか、さらに、新制度導入後で変化したのかを検証した。

4. 研究成果

以下、主な知見について述べる。

< 所得について >

所得を従属変数にして規定要因を検証した（重回帰分析）11年間で弁護士の所得は全体的に低下し、特に中高年の女性弁護士で顕著である（中村 2021; Nakamura 2022 など）。調査年を見ると、「2008年調査」に比べて「2019年調査」では所得が有意に低くなっている。つまり、弁護士全体でみてもこの11年間で所得が下がっている。また、もともと女性弁護士は男性弁護士に比べて所得が低い傾向にあるが、2008年調査に比べて2019年調査では中高年でジェンダー格差が拡大していることが明らかになった。調査年と年代と性別との交互作用項をみると、2019年には中高年（40～60代）の女性弁護士の所得が下がっていた。

< 地位について >

地位（1=経営者弁護士、0=勤務弁護士）を従属変数にして規定要因をロジスティック回帰分析により検証した（中村 2021; Nakamura 2022 など）。調査年の直接効果はなかった。つまり、全体的に見て、この11年間で地位の分布に変化があるとはいえない。11年間に弁護士の多様性が増え、経営者弁護士と勤務弁護士という区分では把握できないような分化が生まれたことも一因かもしれない（この11年で司法修習を終えた者の就職状況が悪化し、従来のようなキャリアパス 司法修習後に既存の弁護士事務所に勤務弁護士として就職し、内部昇進して経営者弁護士になるか独立して経営者弁護士になるという にあてはまらない、企業内弁護士や即独や軒弁などの多様なキャリアの弁護士が増えているため）。

ただ50代女性弁護士に関しては、2008年調査に比べ、2019年には経営者弁護士になりにくくなっていることがわかる。前項の収入についての分析でも、中高年女性弁護士へのマイナスの影響が顕著であったが、地位に関してもこの傾向が窺えた（収入ほど広範囲ではないが）。弁護士人口の増加と競争の激化は中高年女性弁護士にとくに影響しているのかもしれない。

< 専門・得意分野について >¹

専門分野のジェンダー差について2008年調査と2009年調査について、クロス表と独立性の検定を用いてそれぞれ検証した（中村 2020; 中村 2021 など）。

もともと国際的にみてもケア労働に親和性の高い分野（親族問題、少年事件、成年後見）は女性が多く、所得が低い傾向がある（Shultz 2003; 中村 2015 など）。たとえば「親族問題」を専門とする弁護士は低い所得層に分布が集まっている。一方で、企業関連分野は所得が高い傾向にある（工業所有権及び無体財産権、会社法上の問題（企業法務を含む）、経済法上の問題（独禁法・不正競争防止法等）等）。

2年度の変化としては、2008年から2019年にかけて、ジェンダー差がある分野が減

¹ 「専門分野」という表現は、日弁連により業務広告では表示を控えるよう指針が示されているが（日本弁護士連合会 2012）、2008年調査結果と比較するために使用している。

っている。工業所有権及び無体財産権（2008年には女性が多いが、2019年には有意なジェンダー差がない）、行政関係の事件（2008年には男性が多いが、2019年には有意なジェンダー差がない）、倒産（破産管財事件も含む）（2008年は男性が多いが、2019年には有意なジェンダー差がない）、少年事件（2008年には女性が多いが、2019年には有意なジェンダー差がない）。²

ジェンダー差がある分野が減ったことをみると平等化が進んでいるが、女性が増えることでジェンダー差が有意でなくなった分野は高所得層が減っているようにも見える。たとえば、行政関係の事件や倒産（破産管財事件も含む）は高所得層の割合が減っている。

一方で、女性割合が減ることでジェンダー差が有意でなくなった分野では、高所得層は減っていない（工業所有権及び無体財産権）。男性割合の高かった職業の女性割合が増えると、その職業の相対的な社会・経済的な地位が下がるという傾向があるが、弁護士についても男性が多い分野に女性が増えたことでその分野の所得が下がっている可能性がある。³

<家事時間・労働時間・子育て負担>

本人と配偶者の労働時間と家事時間、および子育て負担の割合を検証した（中村2020；中村2021など）。家事時間や労働時間については、労働時間は男女ともに2008年に比べて2019年では少なくなっていた（特に女性弁護士）。弁護士人口の増加により仕事が減っている側面もあるのかもしれない。一方、家事時間については男女弁護士とも2019年には増えていた。また、2008年調査では男性弁護士の配偶者は専業主婦が多かったが、2019年調査では働く配偶者が増え、配偶者の労働時間が長くなっていた。子育て負担割合は2つの調査でほとんど変わっていない。

<その他>

また、2つの調査の比較結果からは、日弁連の子育て関連施策の効果も確認することができた。日弁連はこの11年間の間に「育児期間中の会費免除規定」などの育児支援策を打ち出していた。弁護士には労働基準法が適用されないため、事務所にそもそも育児休業制度がないことや、あったとしても弁護士には適用されないことも多かった。そのため、2008年調査では、「制度があり弁護士に適用される」と答えたのは女性の15.4%、男性の9.93%であった。しかし、2019年調査では、女性の30.8%男性の24.6%に増えている。この10年の間に子育て支援環境が大幅に改善されていることが窺えた。

<まとめ>

2019年と2008年に実施した男女弁護士を対象としたオリジナル調査データを用い

² なお、少年事件は男女ともに専門とする割合が減っている。

³ また、工業所有権及び無体財産権（知的財産権関連分野）はもともと日本では女性が専門とする傾向があり、それは国際的にみると特殊な状況にあった（Shultz2003；中村2015など）。海外でも女性はケア労働に親和性の高い分野を専門とする傾向があり、知的財産権関連は男性が専門とすることが多いことが知られている。しかし、日本では女性が比較的多いということで、良い意味で特殊であった。しかし、2019年調査で弁護士人口が激増する中でその特殊性が失われてしまっている。

て、新制度導入により弁護士のジェンダー差に変化があったかどうかを検証した。

新制度導入による弁護士人口増加により、全体的に影響を受けているが、特に中高年の女性弁護士が影響を受けている。所得をみると、2008年に比べて2019年では男女ともに経済状況の全体的に悪化しているが、特に中高年の女性弁護士の所得が低下していた。地位については2つの調査の差は有意ではないが、50代の女性弁護士の地位が下がっていた。専門分野についてはジェンダー差が解消する傾向が窺えた。

労働時間については、男女とも減っているが、特に既婚の女性弁護士の労働時間は減っている。また、家事時間は男女ともに増えている。ワークライフバランスが改善したともいえるが、仕事が少なくなっているということでもあるかもしれない。

全体的にみると、弁護士全体(男女とも)に環境変化の影響を受けていたが(所得や労働時間の低下など)特に中高年の女性弁護士においてそれが顕著であった。かつて弁護士は希少であるがゆえに、女性でも独立しやすく高収入が保証されている職業であった。しかし、弁護士人口の急激な増加によって状況が変わってきているのかもしれない。また、2019年調査からは、日弁連の子育て関連施策の効果も確認できた。

本研究の知見からは、大きな環境変化をもたらすような制度改革により、受けるインパクトは職業内部の各階層・サブグループによって異なるということである。たとえば、社会的には差別を受けやすい層(女性など)が、その職業集団の希少性により経済的・社会的な不利益から免れていた場合には、職業人口増加による希少性の低下により、その状況が変わってしまう可能性がある。今後、様々な職業集団への制度改革を設計する際には、各集団への影響も配慮しつつ、設計することが重要である。

文献

- Nakamura, Mayumi, 2020, "Gender stratification among Japanese lawyers after the legal reform," *Feminism, Law and Citizenship conference Paris*, June 2020.
- 中村真由美編著.2009.『医療・法曹職女性の研究 職場と家庭における性別役割分業と階層』平成18~20年度科学研究費補助金 基盤研究(C)研究成果報告書.
- _____.2015.『弁護士のワークライフバランス ジェンダー差から見たキャリア形成と家事・育児分担』明石書店.
- _____.2019.『弁護士の仕事と家庭に関する調査(2019)』結果の速報(アップデート版)(2022/06/19取得、<http://www3.u-toyama.ac.jp/mnakamur/>).
- _____.2020.「司法制度改革は弁護士のジェンダー差を改善したのか?」『日本労働研究雑誌(722): 68-88.
- _____.2021.「司法制度改革が弁護士の仕事と家庭におけるジェンダー格差に与えた影響 『2008年調査』と『2019年調査』の比較から」『日本社会学会大会』.
- Nakamura, Mayumi, 2022, "Did the legal reform change gender stratification among Japanese lawyers?: Statistical findings from two survey results," *Law and Society Association Annual Meeting*.
- 日本弁護士連合会. 2012, 「業務広告に関する指針」(2022/06/19取得, https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/rules/pdf/kaiki/kaiki_no_45-2_160620.pdf).
- _____. 2019. 『弁護士白書 2019年版』日本弁護士連合会.
- Shultz, Ulrike. 2003. "Introduction: Women in the World's Legal Professions: Overview and Synthesis" in Ulrike Schultz and Gisela Shaw eds. *Women in the World's Legal Professions*. Oxford and Portland, Oregon: Hart publishing.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 中村真由美	4. 巻 62(9)
2. 論文標題 司法制度改革は弁護士のジェンダー差を改善したのか?	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本労働研究雑誌	6. 最初と最後の頁 68-77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件/うち国際学会 3件）

1. 発表者名 Mayumi Nakamura
2. 発表標題 Gender stratification among Japanese lawyers 'after' the legal reform
3. 学会等名 Feminism, Law and Citi-zenship conference Paris June 2020 (cancelled) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 中村 真由美
2. 発表標題 司法制度改革が弁護士の仕事と家庭におけるジェンダー格差に与えた影響－『2008年調査』と『2009年調査』の比較から
3. 学会等名 日本社会学会大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Mayumi Nakamura
2. 発表標題 Changes in Gender Stratification among Japanese Lawyers after Judicial Reform
3. 学会等名 International Sociological Association Annual Meeting (cancelled) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Mayumi Nakamura
2. 発表標題 Did the legal reform change gender stratification among Japanese lawyers?: Statistical findings from two survey results
3. 学会等名 Law and Society Association Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

『弁護士の仕事と家庭に関する調査(2019)』結果の速報(アップデート版) http://www3.u-toyama.ac.jp/mnakamur/
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	三輪 哲 (MIWA SATOSHI) (20401268)	東京大学・社会科学研究所・教授 (12601)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------